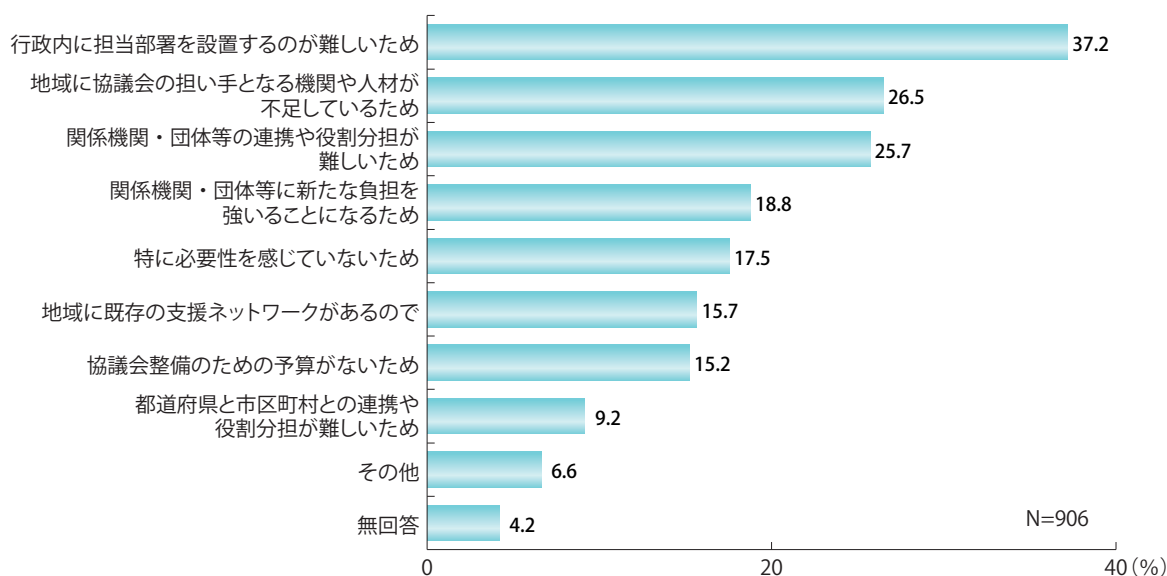


(3) 協議会設置が困難である事情

法に基づく協議会が未設置である地方公共団体に対し、協議会設置が困難である事情をみたところ、「行政内に担当部署を設置するのが難しいため」が37.2%で最も多く、次いで、「地域に協議会の担い手となる機関や人材が不足しているため」(26.5%)、「関係機関・団体等の連携や役割分担が難しいため」(25.7%)となっている。

図表8 協議会設置が困難とする理由（複数回答）

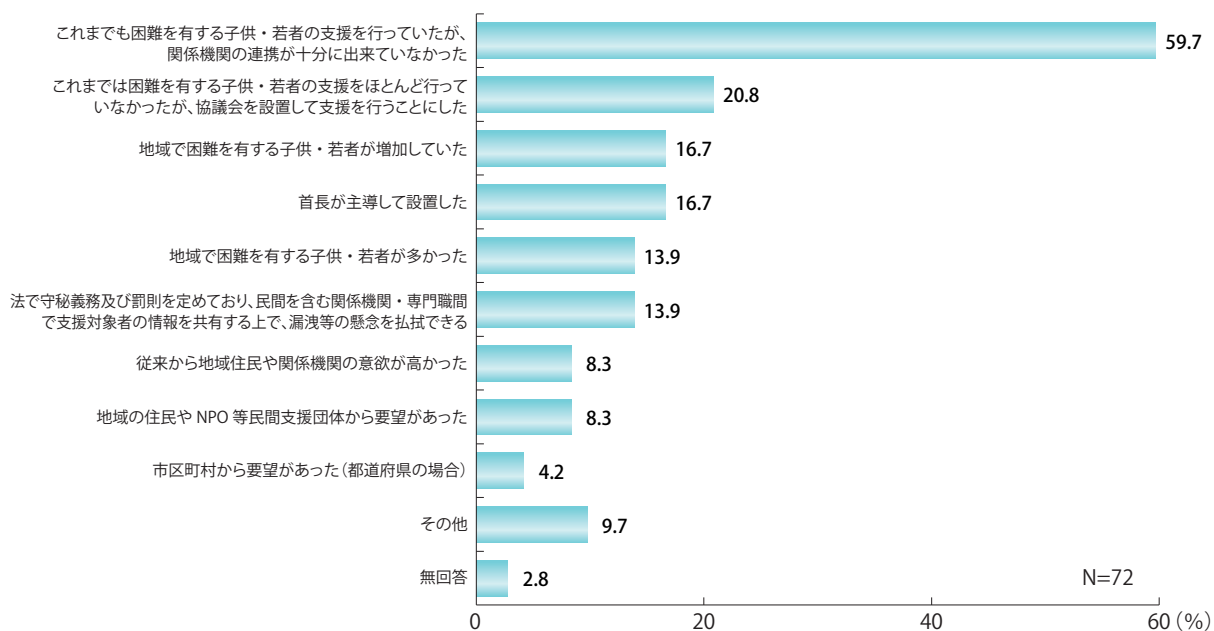


出典：内閣府調べ

(4) 協議会設置の理由とその成果

すでに協議会を設置した地方公共団体の理由としては、「これまでも困難を有する子供・若者の支援を行っていたが、関係機関の連携が十分にできていなかった」が6割を占めている。

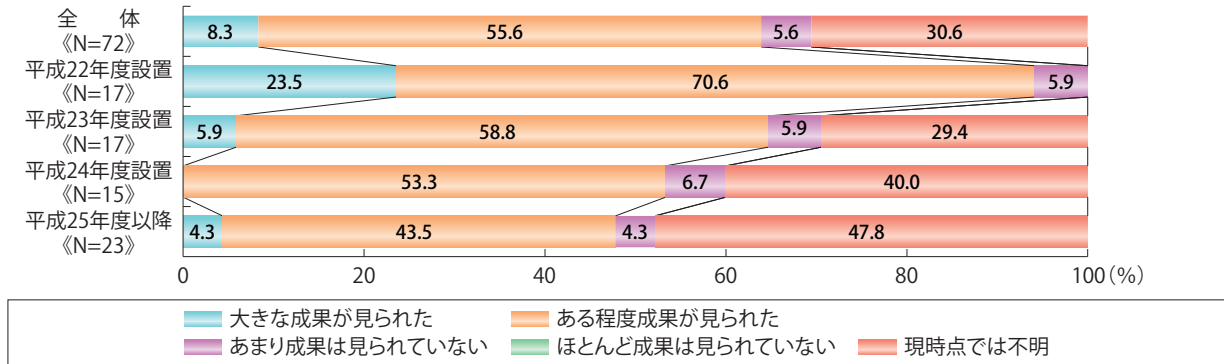
図表9 協議会設置の理由



出典：内閣府調べ

協議会設置による成果をみると、約63%の地域が「大きな成果が見られた」又は「ある程度成果が見られた」としている。

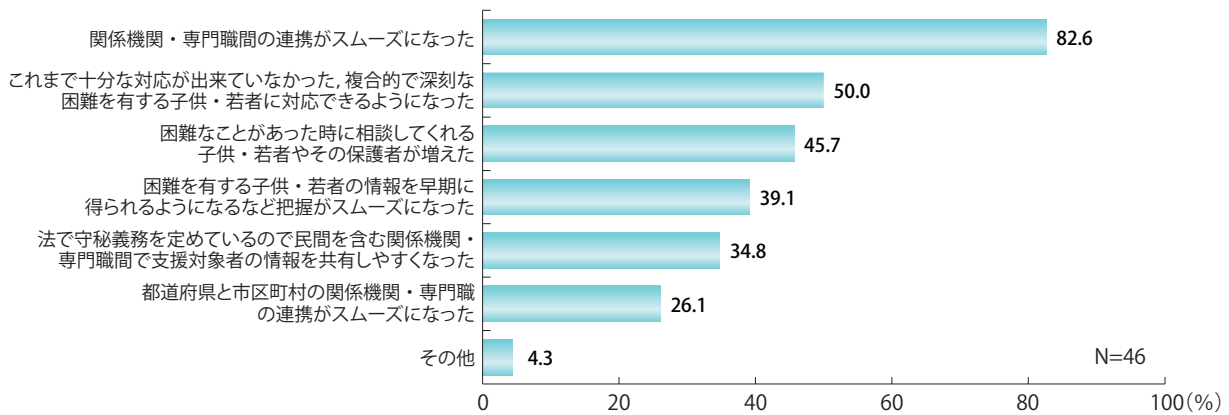
図表10 協議会設置による成果



出典：内閣府調べ

具体的な成果をみると、「関係機関の連携がスムーズになったこと」「これまで十分な対応ができていなかった、複合的で深刻な困難を有する子供・若者に対応できるようになった」「困難なことがあったときに相談してくれる子供・若者やその保護者が増えた」というものがある。

図表11 協議会設置による具体的な成果



出典：内閣府調べ

4. 協議会を設置した地方公共団体における取組例

協議会設置済みの地方公共団体のうち、特に参考となる取組例を紹介する²。

(1) 都道府県の事例

① 島根県【人口711,364人、0～39歳人口266,876人（人口比37.5%）】

「島根県子ども・若者支援地域協議会」は、平成22（2010）年4月の法施行を機に、県内4市（松江・出雲・浜田・益田）の子ども支援センターを子ども・若者総合相談センターに移行させ、さらに県

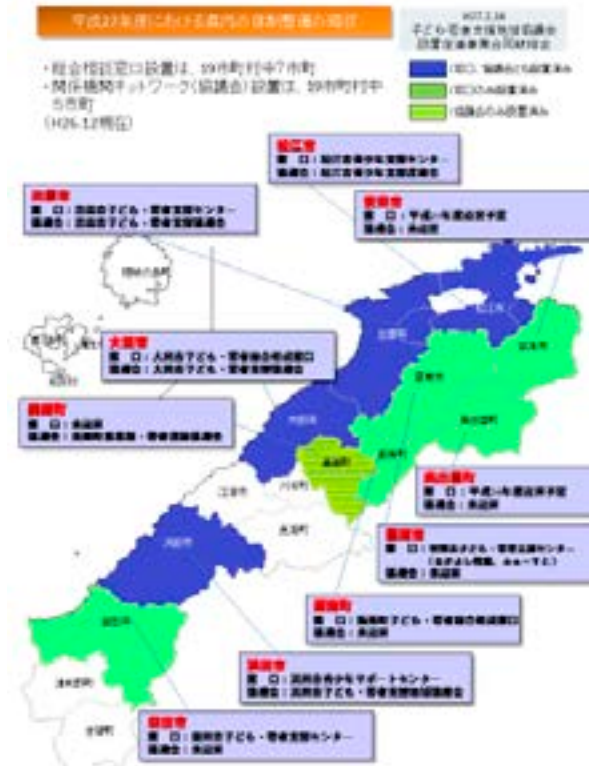
2 各事例の冒頭に記載している人口は、住民基本台帳人口（平成26年1月1日現在）を使用している。

独自のネットワークであった若者自立支援検討会議に様々な専門機関を加えて組織の拡充が図られて発足した。

島根県では、松江・出雲・浜田・益田の4市に設置した子ども・若者総合相談センターを拠点とし、そこを中核にした4つのネットワーク（松江圏・出雲圏・浜田圏・益田圏）で県域全体をカバーし、子供・若者支援を展開している。

個別の相談や支援は上記4つのネットワークで対応し、県は協議会等の体制整備に関して補助事業を担う役割分担である。

上記4市の協議会を含め困難を有する若者の支援は、県内ではおおむね隙間なく実施されている。町村部では協議会等を置く地方公共団体は少ないが、「子ども・若者育成支援担当者」が指名され、情報共有を行う体制が整備されている。



② 佐賀県【人口852,285人、0~39歳人口352,949人(人口比41.4%)】

「佐賀県子ども・若者支援地域協議会」は、以前から県内で困難を有する若者支援で実績のあったNPO法人NPO スチューデント・サポート・フェイスが運営する地域若者サポートステーションを中核とする若者自立支援ネットワークを基盤として、平成22(2010)年4月に設立された。

先進的な取組で実績のあるNPO法人NPO スチューデント・サポート・フェイスが指定支援機関と総合相談センターを兼務し、県と緊密に連携して、隙間の無い協議会を運営している。

また、同協議会における支援においては、支援対象である若者の回復状況を評価するツールとして、「Five Different Positions」という独自の指標が活用されており、対人関係、メンタル、ストレス、思考、環境の5項目で各5段階の評価を行いレーダーチャートにすることで、どの程度改善したのかを詳細に把握し、回復率を出すことができるようになった。支援対象である若者の回復程度を具体的・客観的に「見える化」するため、支援スタッフ間の引き継ぎも円滑に行えるようになり、業務の効率化に役立っている。

